

「子ども・子育て支援新制度」を学び 保護者への説明方法を一緒に考えよう！



2014年10月3日
プレゼンター：組織名 担当者名

<目次>

(新制度って何？何のための制度なの？)

- 1-① 子どもや子育てを取り巻く課題
- 1-② 消費税増税分を活用し子育てを社会全体で支えます
- 1-③ 実施主体は、お住まいの自治体です

(新制度で教育・保育は何かどう変わるの？)

- 2-① 新制度で増える教育・保育の場
- 2-② 新制度の利用の流れ
- 2-③ 認定にあたって(保育の必要性の事由)
- 2-④ 認定にあたって(保育の必要量)
- 2-⑤ 利用者負担のイメージ
- 2-⑥ 多子世帯の保育料の軽減

(新制度は教育・保育以外の支援はあるの？)

- 3-① 子ども・子育て支援法に基づく「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援
- 3-② 地域の子育て支援の充実
- 3-③ 利用者支援
- 3-④ 放課後児童クラブ

(新制度をより詳しく知りたい！)

- 4 詳しくは…(ホームページ、フェイスブック、ツイッター参照)



新制度って何？何のための制度なの？



1-① 子どもや子育てを取り巻く課題

- 急速な少子化の進行
- 待機児童問題
- 仕事と家庭の両立が難しい
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 児童虐待問題の深刻化
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分…など



<メモ>わたしのまちの課題は…？



1-②消費税増税分を活用し子育てを社会全体で支えます

●支援の量^量を拡充！

必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指します。

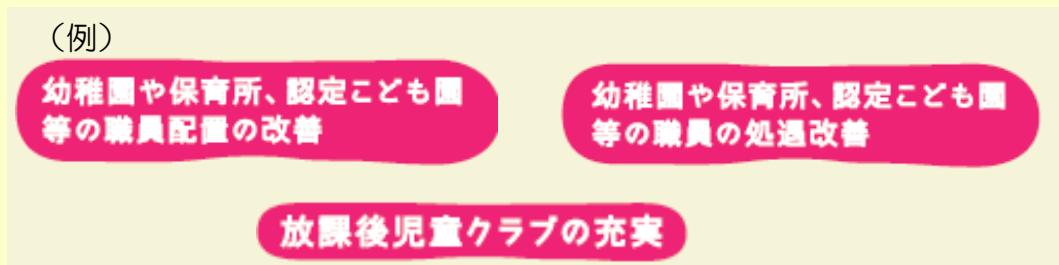
- 子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援を用意。保育や子育て支援の選択肢を増やします。
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、保育の受け皿を増やします。



※保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気のとくに預けられる「病児保育」などの支援も増やします。

●支援の質^質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。



※消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ります。

<メモ>



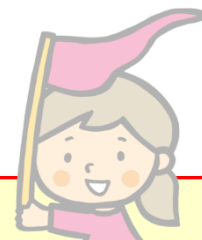
1-③ 実施主体は、お住まいの自治体です

新制度の取組みは、皆さんがお住まいの市町村が中心となって進めます。

- 市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。
- 計画的に取組みを進めるため、市町村は新制度の開始（平成27年4月）から5年間を計画期間とする「**市町村子ども・子育て支援事業計画**」を作ります。
- 子育て当事者も参画した「**地方版子ども・子育て会議**」を設置し、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しなどを行っていくこととしています。

※都道府県や国は、市町村の取組みを制度面、財政面などで支えています。

<メモ>わたしのまちの事業計画は・・・？ 地方版子ども・子育て会議は・・・？



新制度で教育・保育は何かどう変わるの？



2-① 新制度で増える教育・保育の場

<メモ>わたしのまちの教育・保育の場は・・・？

幼稚園

3～5さい



【幼児期の教育を行う学校】

- ・親の就労状況などに関わらず入園できます。

保育所

0～5さい



【就労などのため家庭で保育のできない
保育所 保護者に代わって保育する施設】

- ・両親ともに就労している等の理由が必要です。

認定こども園

0～5さい



【教育と保育を一体的に行う施設】

- ・保護者が働いていても、いなくても利用できます
- ・「子育て支援の場」もあります。

地域型保育

0～2さい



新しく
制度化

【施設より少人数の単位で、0-2歳
の子どもを預かる事業】

- ※小規模保育、家庭的保育
事業所内保育、居宅訪問型保育

※新制度に入らない私立幼稚園もあります。新制度に入らない私立幼稚園の利用の手続きや保育料は今までどおりです。

補足 幼児教育について

	法的位置づけ	教育・保育内容
幼稚園	学校	幼稚園教育要領
保育所	児童福祉施設	保育所保育指針
幼保連携型認定こども園	学校及び児童福祉施設	幼保連携型認定こども園教育・保育要領

(参考1) 学校教育法第22条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を**保育**し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(参考2) 児童福祉法における「保育」の定義

養護及び**教育**（学校において行われるものを除く）

(参考3) 幼児教育の目指すもの

出典：無藤隆 白梅学園子ども学部教授 講演資料

幼児教育が目指すもの

1) 幼児期にふさわしい活動とは

子どもは熱中し集中して活動することから学びが生まれる。

何日も掛けて一つのことに持続して取り組む力を育てる。

難しいことに挑戦する。何にでも興味を持って取り組む。

子ども同士が協力して活動できるようにする。

2) 小学校教育の土台を育てる

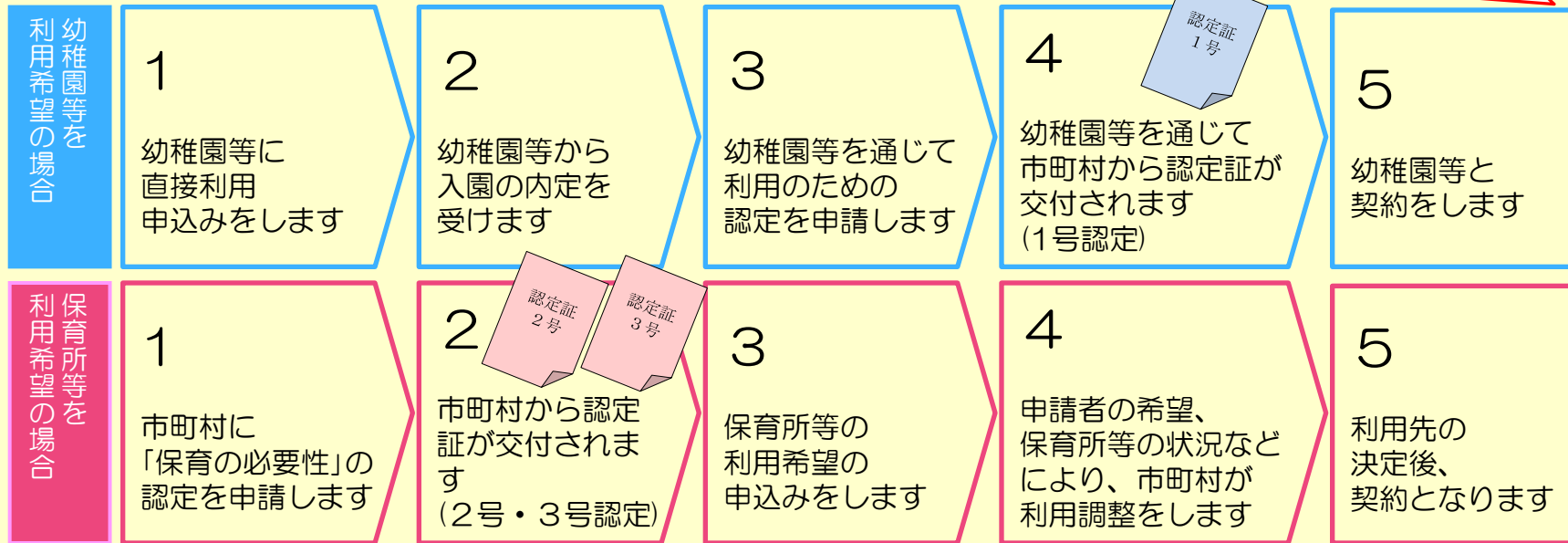
学びに向かう力、つまり集中し、持続し、工夫する力が授業の土台となる。

それは遊びに熱中し、それが継続するところから育つ。

2-② 新制度の利用の流れ

<メモ>わたしのまちの手続き開始時期は・・・？

【利用の流れ】



<認定こども園を利用する場合>

1号認定の場合→青枠、2号、3号認定の場合→赤枠の手続きの流れが基本

【3つの認定区分】

<要件>

<利用先>

1号認定	教育標準時間認定	特別な要件無し (満3歳以上)	(幼稚園・認定こども園)
2号認定	満3歳以上・保育認定	保育の必要な事由に 該当する必要有り	(保育所・認定こども園)
3号認定	満3歳未満・保育認定		(保育所・認定こども園・ 地域型保育)

※新制度に入らない私立幼稚園もあります。新制度に入らない私立幼稚園の利用の手続きや保育料は今までどおりです。

2-③ 認定にあたって(保育の必要性の事由)

保育所などを利用する場合には、保育の必要な事由に該当することが必要ですが、これまでの事由（保育に欠ける事由）より、広がりました。

＜保育を必要とする事由＞※赤字が新たに加えられた事由です

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

＜メモ＞わたしのまちのその他の事由は・・・？



2-④ 認定にあたって(保育の必要量)

保育必要とする時間に応じ、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの設定を受けることになります。

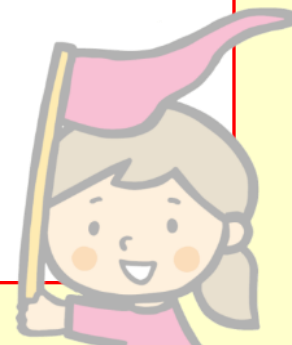
(1日の利用可能時間) (想定される月の就労時間)

a 「保育標準時間」 利用 ▶フルタイム就労を想定した利用時間 (最長11時間) 概ね120時間以上

b 「保育短時間」 利用 ▶パートタイム就労を想定した利用時間 (最長8時間) 概ね120時間未満

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

<メモ>わたしのまちの就労時間の下限は・・・?



2-⑤ 利用者負担のイメージ

【共通】

新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が決めます。

(階層区分イメージ)
幼稚園、認定こども園

階層区分	保育料上限額
①生活保護世帯0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税所得割課税額 7,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

<メモ>わたしのまちの保育料は・・・?



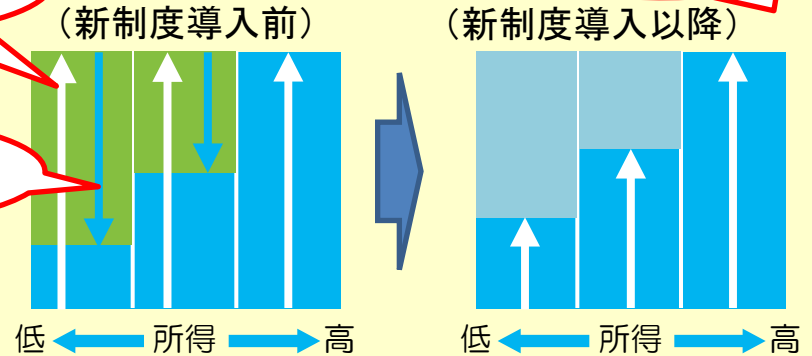
所得に応じた
保育料

【幼稚園・認定こども園】 (1号認定)

- 支払う保育料自体が所得に応じた金額になります。

保育料(一律)

就園奨励費等
(キャッシュバック)



【保育所・認定こども園・地域型保育】 (2号・3号認定)

- 保育が必要な時間により、保育標準時間(11時間)、保育短時間(8時間)の2つの区分に分けられます。

(階層区分イメージ) 保育所、認定こども園、地域型保育

階層区分	保育料上限額			
	3歳以上		3歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,100円	16,100円	19,100円	19,100円
④所得割課税額 97,000円未満	20,500円	20,500円	29,600円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

階層区分

標準時間

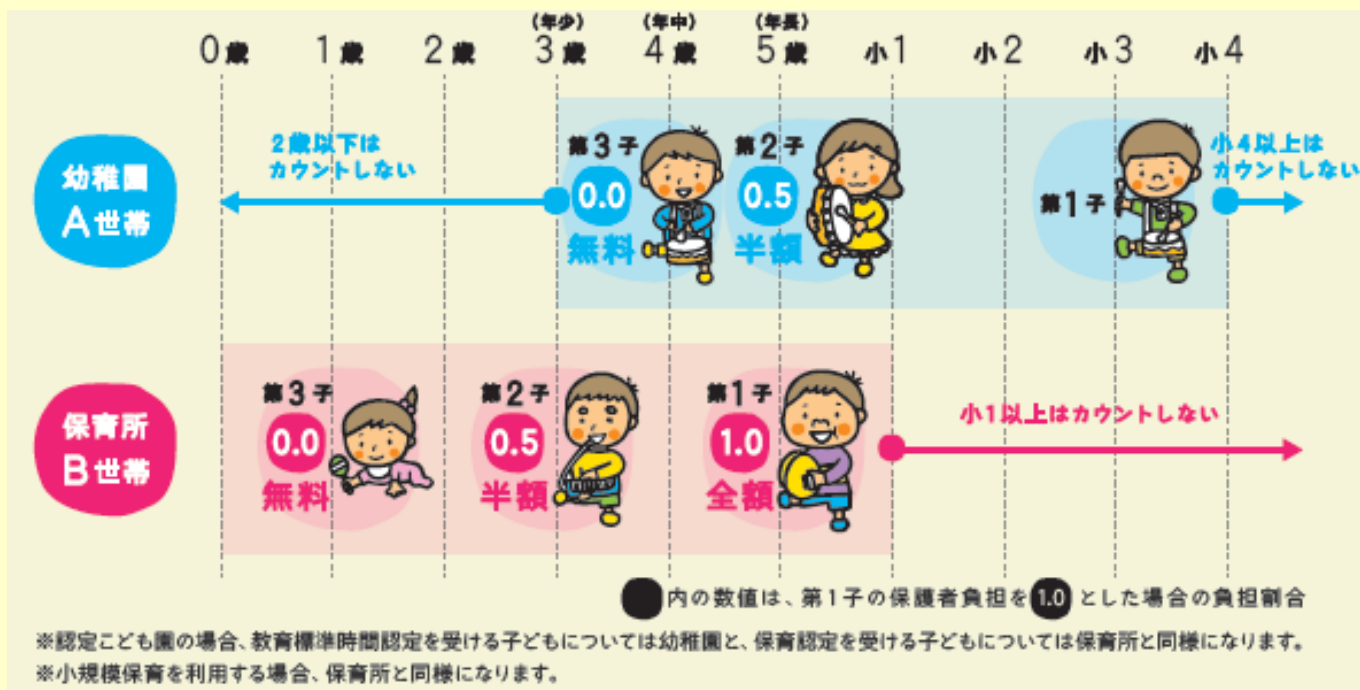
短時間

上限額※

※保育料は実際にかかる費用が限度額となりますので、例えば実際に子どもの保育にかかる費用が50,000円の場合、⑥～⑧の階層に該当する場合であっても、50,000円が保育料の上限となります。

2-⑥多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。



- **幼稚園**では、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- **保育所**では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

<メモ>



新制度は教育・保育以外の支援はあるの？



3-① 子ども・子育て支援法に基づく「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

	家庭以外の保育を必要としない	家庭以外の保育を必要とする
3～5歳児	<p>【1号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園 ○認定こども園 <p>(幼稚園利用者： 3～5歳児の49.3%) (1*)</p>	<p>【2号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所 ○認定こども園 <p>(保育所利用者： 3～5歳児の44.5%) (2*)</p>
0～2歳児	<p>地域の子ども・子育て支援 (3*)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり ○子育て支援拠点 ○認定こども園等の 子育て支援機能 等 <p>(保育所を利用していない者： 0～2歳児の72.7%) (4*)</p>	<p>【3号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所 ○認定こども園 ○小規模保育 等 <p>(保育所利用者： 0～2歳児の27.3%) (2*)</p>

(1*)幼稚園利用者は「平成26年度学校基本調査」(文部科学省)より

(2*)保育園利用者は「保育所関連状況取りまとめ(平成26年4月1日)」(厚生労働省)より

(3*)地域の子ども・子育て支援は全てのこどもが対象

(4*)保育所を利用していない者は保育所利用者からの差引

※(1*)(2*)(4*)を算出する際の乳幼児数は「人口推計年報(平成25年10月1日)」より

<メモ>



3-② 地域の子育て支援の充実

<メモ>わたしのまちのにはあるのかな・・・？わたしのまちの独自の支援は・・・？



地域子育て支援拠点

- 身近なところで、気軽に親子の交流や子育ての相談できる場所を増やします。
- 行政やNPO法人などが、担い手となって行います。

ファミリー・サポート・センター

- 子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

養育支援訪問

- 養育支援が特に必要なご家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、ご家庭の適切な養育の実施を確保します。

乳児家庭全戸訪問

- 生後4か月までの乳児のいる全てのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

病児保育

- 病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。

妊婦健康診査

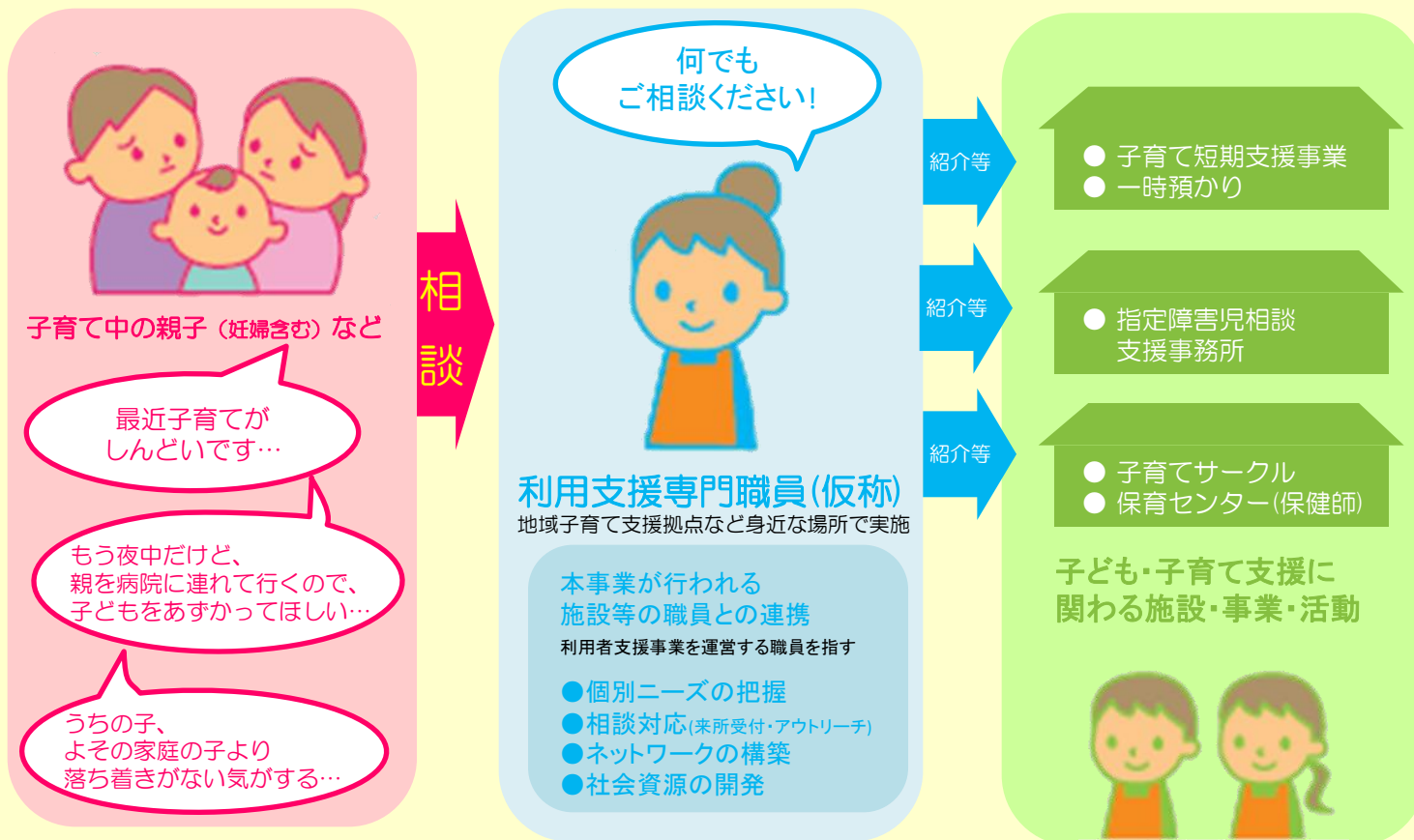
- 妊婦に対する健康診査として、
- ①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

3-③利用者支援

<メモ>わたしのまちの利用者支援はどこに設けられるの？



- 子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。
- 利用方法等が分からないなど、**子ども・子育てに関する総合窓口**として、**誰もが利用できます。**



3-④ 放課後児童クラブ



- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館等で過ごすことができるようにしている取組みです。
- 地域のニーズに合わせ、**小学校の余裕教室のさらなる活用などにより放課後児童クラブを増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。**
- 小学校6年生まで対象**となります。
- 開所時間を延長するクラブに対する補助を充実**します。
- 新しい基準（主なもの）

<職員>

放課後児童支援員＊を支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替が可能です）。

<施設・設備>

専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋またはスペース）等を設置します。なお、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とします。

<開所日数・時間>

- ・原則1年につき250日以上とします。



<メモ>わたしのまちの放課後児童クラブのニーズ、課題は・・・？数は十分足りてる・・・？



新制度をより詳しく知りたい！



4 詳しくは・・・

<メモ>わたしのまちの問合せ先や情報の入手先は・・・？



子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月に本格的にスタートします！
詳しくは、内閣府新制度のホームページ、ツイッター、フェイスブック
を御参照ください！

「よくある質問」を掲載しております！

ツイッター、フェイスブックでも旬の情報を発信中！

The screenshot shows the official website of the Japanese Cabinet Office (内閣府) for the new child and childcare support system. The page features a navigation menu with options like '概要' (Overview), 'よくある御質問' (Frequently Asked Questions), '子ども・子育て会議等' (Child and Childcare Councils), '自治体向け情報' (Information for Local Governments), '法令・通知等' (Laws and Notices), 'イベント・広報資料' (Events and Publicity Materials), and '関連リンク' (Related Links). The main content area is titled '子ども・子育て支援新制度' (New Child and Childcare Support System) and lists key points: supporting all families during childcare, promoting 'certified kindergartens', ensuring diverse childcare to reduce waiting children, and strengthening local support. A 'よくある質問' (FAQ) section is highlighted with a red circle. To the right, there is a 'なるほどBOOK' (Now I Understand Book) titled '子ども・子育て支援 新制度 なるほどBOOK (平成26年9月改訂版)' (Child and Childcare Support New System Now I Understand Book (Revised Edition, September 2014)), which is also circled in red. A cartoon girl with a pink flag is positioned next to the book. At the bottom, there is a search bar with the text '内閣府 子ども・子育て支援新制度' and a '検索' (Search) button.

パンフレット
※ご自由にダウンロードできます！

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索